

契 約 書

- 1 業 務 件 名 平庭高原自然交流館次亜塩素用薬注装置修繕業務
- 2 履 行 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 6年 3月 29日
- 3 履 行 場 所 岩手県久慈市山形町来内第 20 地割 13- 1
- 4 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
- 5 契 約 保 証 金 円

岩手県（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）とは、上記の業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 発注者及び受注者は、契約書の条項に基づき、仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

（実施に関する指示）

第 2 条 発注者は、受注者に対して業務の実施に関してその作業に立会いし、又は必要な事項を指示することがある。

2 受注者は、業務の実施に関して必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

（工程表）

第 3 条 受注者は、この契約締結後 7 日以内に、仕様書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約保証金）

第 4 条 受注者は、契約の締結と同時に契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 5 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合又は信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定に基づき、会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

（業務内容の変更、中止等）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の内容を変更し、若しくは一時中止することができる。

2 前項の場合において、契約金額又は履行期間を変更するときは、発注者、受注者協議のうえ書面により定めるものとする。

（完了報告及び確認検査）

第7条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による書類を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による書類を受領した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを受注者に対して指示するものとする。

4 受注者は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を発注者に報告するものとする。

（修繕代金の請求及び支払）

第8条 受注者は、第7条の検査に合格したときは、修繕代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による書類を受領した場合は、請求を受けた日から30日以内に修繕代金を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第9条 発注者は、自己の責に帰すべき理由により約定期間内に修繕代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（履行遅延の場合における違約金）

第10条 発注者は、受注者が自己の責に帰すべき理由により履行を遅延した場合は、その日数に応じ1日につき修繕代金から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収する。

(発注者の解除権)

第 11 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天変地異その他この契約締結後に生じた事情の変化により、業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 受注者が、業務を実施できなくなったとき。
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づいて発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて発注者が求める報告を拒み、又は第 2 条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (4) 受注者が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 業務実施に必要な資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (6) その他発注者が必要と認めるとき。

(受注者の解除権)

第 12 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務の変更に伴い、修繕代金が当初の契約金額の 3 分の 1 以下になるとき。
- (2) 第 6 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。
- (3) 発注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(契約解除の場合における修繕代金の返還)

第 13 条 受注者は、第 11 条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに修繕代金の支払がなされているときは、発注者の定めるところにより修繕代金を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により修繕代金を返還しなければならない場合において、これを発注者の定

める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延金を発注者に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第 14 条 受注者は、第 11 条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、第 12 条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第 15 条 受注者は、受注者又はこの契約に係る再業務契約等の相手方が暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、発注者に報告し、及び警察署に通報しなければならない。

(経費の負担)

第 16 条 受注者は、業務の遂行のため使用する機械、器具及び材料に要する経費を負担するものとする。

(施設及び設備の使用)

第 17 条 受注者は、発注者の承認を得て、発注者の施設及び設備を使用することができる。

2 発注者は、受注者に対し業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。ただし、受注者は、その使用にあたっては、効率的な使用に留意しなければならない。

3 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 受注者の代表者又は使用人、従事者は、業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第 19 条 受注者は、自己の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(瑕疵担保)

第 20 条 発注者は、業務内容に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修繕を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第7条の規定による検査を受けた日から2年以内に行われなければならない。
- 3 発注者は、第7条の規定による検査の際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、業務内容が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期限内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、業務内容の瑕疵が発注者の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者が指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(委託又は下請の制限)

第21条 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときはこの限りでない。

(補則)

第22条 この契約により難い事情が生じたとき又はこの契約に疑義が生じたときは発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者が記名、押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県知事 達増 拓也 印

受注者 住所
氏名
印